

# 病児保育利用料が助成されます！

病児保育（病後児保育、体調不良児対応型を含む。）利用者の経済的負担軽減のため、令和5年10月1日利用分から、1回の利用につき2,000円を上限として宮崎市が利用料を助成します。

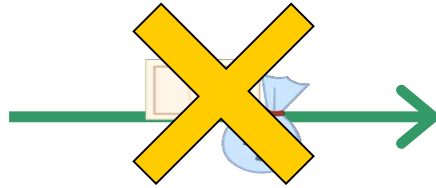
助成にあたり、市に対する手続きは不要です（市外施設利用の場合を除く。）。

〈助成のイメージ〉

## ①利用料が2,000円以内の場合



病児保育利用者



利用料の支払はありません。



病児保育施設

## ②利用料が2,000円を超える場合



病児保育利用者



利用料と助成上限額2,000円との差額をお支払いください。



病児保育施設

## ⚠ 注意事項

- ・助成を受けるためには、利用日において宮崎市に住民票があることが必要です。
- ・給食代やおやつ代など、各施設で定める病児保育利用料とは別に保護者が実費負担することとされている費用は、助成の対象外です。
- ・症状に変化があった場合には、医師に診察を求める場合があります。その場合、かかった費用はご負担いただくことになります。
- ・市外施設利用の場合は助成の手続きが異なりますので、利用前に保育幼稚園課へお問い合わせください。
- ・上記助成とは別に、令和元年10月1日以降は幼児教育・保育無償化により病児保育利用料が無償化の対象となっています。

「幼児教育・保育無償化」について、詳しくはコチラ→



問合せ先：宮崎市保育幼稚園課 ☎0985-21-1774

詳しくはコチラ→

